平成２５・２６年度

一般競争（指名競争）参加資格審査

申請書類作成要領（測量等）

1　裁判所では，平成 25・26 年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（測量等）に記載した方法により，審査事務を一元的に行うので，申請書類は，提出要領記載の提出場所のうち，１箇所に対して提出するだけでよい。

2　申請書類の記載事項の基準日は，申請をする日の直前の営業年度の終了日とする。
ただし，「営業所一覧表」（様式第５）の記載事項の基準日は，申請日現在とする。

3　申請書類に用いる文字はＪＩＳ第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については，類似漢字若しくは仮名に書き換える。

4　申請書（様式第１の１，２及び３）の作成方法

(1) 様式上，「※」に該当する項目については，記載しない。

(2) 「01 新規・更新の別」欄には，該当する申請区分の番号（１又は２）に○印を付す。
なお，（１新規）とは，裁判所に対して，前回（平成 23・24 年度）の申請を行っていない場合をいう。

(3) 「02 前回受付番号」欄には，前回の申請の際に受領した資格決定通知書に記載されている受付番号を記載する。
なお，「01 新規・更新の別」欄で（１新規）を選択した場合には，この欄は記載しない。

(4) 「05 適格組合証明」欄には，官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第２条第１項第４号に該当する組合について，経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

(5) 誓約文の下「平成　年　月　日」の箇所には，申請書類を提出する日付を記載する。

(6) 「07 本社（店）住所」から「14 メールアドレス」までの各欄には，次により左詰めで記載する。

ア　フリガナの欄は，カタカナで記載し，その際，濁点及び半濁点は１文字として扱う。
なお，「07 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「08 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については，フリガナは記載しない。

イ　「07 本社（店）住所」欄には，本社（本店）の住所（登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には，営業上の住所とする。後記５の(3)のイの所在地について同じ。）を都道府県名から記載する。
なお，丁目及び番地は，「－（ハイフン）」により省略して記載する。

（例）

チ	ヨ	タ	゛	ク	ハ	ヤ	フ	゛	サ	チ	ョ	ウ											

東	京	都	千	代	田	区	隼	町	4	－	2			

ウ　「08 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については，下表の略号を用いる。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	一般財団法人
略号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（合）	（責）	（一財）

種類	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
略号	（一社）	（公財）	（公社）	（特財）	（特社）

（例）

チ	ヨ	タ	゛	ケ	ン	セ	ツ																

（	株	）	千	代	田	建	設						

エ　「09 代表者氏名」欄，「10 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については，姓と名前との間は１文字空ける。

また，個人が申請する場合，「役職」欄には代表者と記載する。

（例）

チ	ヨ	タ	゛		タ	ロ	ウ																

千	代	田		太	郎								

オ　「09 代表者氏名」欄の横「印」の箇所には，代表者印を押印する。

カ　「11 本社（店）電話番号」，「12 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）及び「13 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番，市内局番及び番号については，それぞれ「－（ハイフン）」で区切り，（　）は用いない。

（例）

０	３	－	３	２	６	４	－	８	１	１	１		

キ　「14 メールアドレス」欄には，裁判所からの連絡に対応できるアドレスを記載する。

なお，メールアドレスを持っていない場合，「なし」と記載する。

ク　「15 代理人」欄には，行政書士等の代理申請による場合に申請代理人の郵便番号，住所，氏名及び電話番号を記載し，「印」の箇所には，代理人の印を押印する。

(7)「16 登録を受けている事業」欄については，次の区分に従い，それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記載する。

ア　測量業者・・測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合。

イ　建築士事務所・・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合。

ウ　建設コンサルタント・・建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第２条による登録を受けている場合。

エ　地質調査業者・・地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第２条による登録を受けている場合。

(8)「17 測量等実績高」の各欄については，次により記載する。

ア　参加を希望する「競争参加資格希望業種」について，実績高を記載する。決算が１事業年度１回の場合には，「直前２年度分決算」及び「直前１年度分決算」の各欄のうち，右欄のみに記載する。

なお，「直前２年度分決算」とは，直前１年度分決算の前の１年間の決算をいう。

イ　「　年　月から　年　月まで」と記載された欄には，それぞれ該当する決算期の年月を記載する。

ウ　個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては，移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績高（ただし，申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績高を記載する。

(9)「18 有資格者数」欄には，自社の常勤職員数（申請しようとする日の直前の営業年度の終

了日の前日において常時雇用している職員数）のみを記載する。非常勤職員及び友好・協力関係にある別企業の職員の数は計上しない。

なお，資格者のうち，「技術士（建設部門）」とは，技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者を，「技術士（応用理学部門）」とは，同法による第２次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者をそれぞれいう。

(10)　「20 自己資本額」の各欄については，次により記載する。

ア　「①株主資本」欄には，法人の場合は，払込済資本金に新株式申込証拠金，資本剰余金，利益剰余金，自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（有限会社は，出資払込金及び出資申込証拠金の額）を記載する。組合の場合は，組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

なお，個人の場合は，「④　計」欄に，純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。

イ　「②評価・換算差額等」欄には，その他有価証券評価差額金，繰延ヘッジ損益，土地再評価差額金があった場合に，その合計の額を記載する。

ウ　「③新株予約権」欄には，新株予約権があった場合に，その額を記載する。

(11)　「24 外資状況」欄には，外資系企業（日本国籍会社を含む。）が申請する場合のみ，該当する会社区分の番号（１　２　３のいずれか）に○印を付するとともに，［　］内に外国名を，（　）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお，「２　日本国籍会社（100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を，「３　日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(12)　「25 営業年数等」欄の「④ 営業年数」欄には，競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（２業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし，当該事業を中断した期間がある場合は，その期間を除外した期間（１年未満切捨て）を記載する。

(13)　「26 常勤職員の数」欄の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には，基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を，「③ その他の職員」欄には，それ以外の職員の数を記載する。

また，「④ 計」欄には，法人の場合は，常勤役員の数を含めたものを，個人の場合は，事業主を含めたものをそれぞれ記載し，「⑤ 役職員等」欄には，常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

５　添付書類の作成方法

(1) 業態調書（様式第２）

ア　参加を希望する「競争参加資格希望業種」について，細工分業種ごとの直前２箇年間の年間平均実績高を記載する。

イ　参加を希望する「競争参加資格希望業種」ごとに，受注を希望する地域について，「受注希望地域」欄に，本社（本店）又は支店等がある場合には○印を，本社又は支店等がない場合には×印をそれぞれ付す。

(2) 測量等実績調書（様式第３）及び技術者経歴書（様式第４）

各様式中の記載要領に従って記載する。記載事項が１葉で終わらない場合は，同一の様式で延長する。

なお，測量等実績調書は，指名競争入札の際に業者選定の資料とすることがある。

(3) 営業所一覧表（様式第５）

ア　記載事項が１葉で終わらない場合は，同一の様式で延長する。

イ　「営業所名称」欄には，すべての本社（本店）又は支店等の名称を記載する。
なお，本社（本店）を除く支店等の場合は，商号又は名称を省いて記載する。
（例）　（株）千代田建設の隼町支店の場合
営業所名称の欄には「隼町支店」と記載する。

ウ　「所在地」欄には，上段から左詰めで営業所の所在地を都道府県名から記載する。
なお，丁目及び番地は，「－（ハイフン）」により省略して記載する。
また，所在地が北海道内のときは，末尾に所在地を所管する総合振興局又は振興局名（別紙「北海道行政区画対応表」参照）の名称をかっこ書きで記載する。
（例）　北海道札幌市中央区大通西１１の場合
所在地の欄には「北海道札幌市中央区大通西１１（石狩）」と記載する。

エ　「電話番号・FAX 番号」欄には，上段に電話番号を，下段に FAX 番号をそれぞれ左詰めで記載し，市外局番，市内局番及び番号については，それぞれ「－（ハイフン）」で区切り，（　）は用いない。

オ　「営業区域」の欄には，その営業所が営業する区域の都道府県名コードを記載する。
なお，都道府県名コードは，下表のとおりとする。

ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名	ｺｰﾄﾞ	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

(4) 登録証明書等又はその写し
前記４の(7)に掲げた各登録についての登録官署が発行する証明書をいう。
なお，競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(5) 登記事項証明書又はその写し（法人のみ提出）
登記事項証明書とは，商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第６条第５号から第９号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面(同法第 10 条に規定する書面をいう。）をいう。

(6) 財務諸表類
申請者が自ら作成している直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては，これらに類する書類）をいう。

(7) 納税証明書又はその写し
法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことについての税務官署が発行する証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）若しくは（その３の３））をいう。

(8) 委任状（様式第６）
行政書士等の代理申請による場合は，申請者の代表者からの競争参加資格審査の代理申請をする権限を委任する旨を明記した委任状を作成して提出する（正本を提出すること）。

６　外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「07 本社（店）住所」欄には，本社（本店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお，日本国内に連絡場所がある場合には，その所在地を欄外に記載する。

(2) 「09 代表者氏名」欄の横「印」の箇所には，代表者印に代えて代表者のサインをすることができる。

(3) 登記事項証明書又は身元証明書については，証明書~~等~~に代えて，当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

(4) 提出する書類等について，外国語で記載された事項については，日本語の訳文を添付する。

(5) 申請書類の金額表示は，邦貨に換算する必要がある場合には，基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

（別紙）

北海道行政区画対応表

名称	所管区域
石狩振興局	札幌市
	江別市
	千歳市
	恵庭市
	北広島市
	石狩市
	当別町
	新篠津村
渡島総合振興局	函館市
	北斗市
	松前町
	福島町
	知内町
	木古内町
	七飯町
	鹿部町
	森町
	八雲町
	長万部町
檜山振興局	江差町
	上ノ国町
	厚沢部町
	乙部町
	奥尻町
	今金町
	せたな町
後志総合振興局	小樽市
	島牧村
	寿都町
	黒松内町
	蘭越町
	ニセコ町
	真狩村
	留寿都村
	喜茂別町
	京極町
	倶知安町
	共和町
	岩内町
	古宇郡泊村
	神恵内村
	積丹町
	古平町
	仁木町
	余市町
	赤井川村
空知総合振興局	夕張市
	岩見沢市
	美唄市
	芦別市
	赤平市
	三笠市
	滝川市
	砂川市
	歌志内市
	深川市
	南幌町
	奈井江町
	上砂川町
	由仁町
	長沼町
	栗山町
空知総合振興局	月形町
	浦臼町
	新十津川町
	妹背牛町
	秩父別町
	雨竜町
	北竜町
	沼田町
上川総合振興局	旭川市
	士別市
	名寄市
	富良野市
	幌加内町
	鷹栖町
	東神楽町
	当麻町
	比布町
	愛別町
	上川町
	東川町
	美瑛町
	上富良野町
	中富良野町
	南富良野町
	占冠村
	和寒町
	剣淵町
	下川町
	美深町
	音威子府村
	中川町
留萌振興局	留萌市
	増毛町
	小平町
	苫前町
	羽幌町
	初山別村
	遠別町
	天塩町
宗谷総合振興局	稚内市
	幌延町
	猿払村
	浜頓別町
	中頓別町
	枝幸町
	豊富町
	礼文町
	利尻町
	利尻富士町
オホーツク総合振興局	北見市
	網走市
	紋別市
	美幌町
	津別町
	斜里町
	清里町
	小清水町
	訓子府町
	置戸町
	佐呂間町
	遠軽町
	湧別町
オホーツク総合振興局	滝上町
	興部町
	西興部村
	雄武町
	大空町
胆振総合振興局	室蘭市
	苫小牧市
	登別市
	伊達市
	豊浦町
	壮瞥町
	白老町
	厚真町
	洞爺湖町
	安平町
	むかわ町
日高振興局	日高町
	平取町
	新冠町
	浦河町
	様似町
	えりも町
	新ひだか町
十勝総合振興局	帯広市
	音更町
	士幌町
	上士幌町
	鹿追町
	新得町
	清水町
	芽室町
	中札内村
	更別村
	大樹町
	広尾町
	幕別町
	池田町
	豊頃町
	本別町
	足寄町
	陸別町
	浦幌町
釧路総合振興局	釧路市
	釧路町
	厚岸町
	浜中町
	標茶町
	弟子屈町
	鶴居村
	白糠町
根室振興局	根室市
	別海町
	中標津町
	標津町
	羅臼町
	色丹村
	国後郡泊村
	留夜別村
	留別村
	紗那村
	蘂取村